

岩手県精神科救急医療体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、休日又は夜間において、精神疾患の急発・急変等により速やかな医療及び保護が必要となる者に対し、迅速かつ適切な精神医療が提供できる体制（以下「精神科救急医療体制」という。）を整備することにより、早期治療による症状の遷延化の防止を図るとともに、精神障がい者が地域において安心して生活できるよう適切な医療及び保護の機会を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岩手県（以下「県」という。）とする。ただし、必要に応じて精神科救急医療業務の一部を知事が適当と認める団体に委託できるものとする。

(精神科救急医療圏)

第3条 迅速かつ適切な精神科救急医療の確保を図るため、医療法等で定める二次保健医療圏とは別に精神科救急医療圏（以下「医療圏」という。）を地域の実情に応じて設定することとし、その区分については別表のとおりとする。

(精神科救急医療の実施日及び実施時間)

第4条 精神科救急医療の実施日及び実施時間は原則として次のとおりとする。

- ① 土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の休日（以下「休日等」という。）は、午前9時から午後5時までとする。
- ② 夜間は、1年を通じて、午後5時から翌日午前9時までとする。

(精神科救急医療施設)

第5条 県は、医療圏毎に、その地域の実情に応じて、精神科救急医療施設（以下「救急医療施設」という。）を指定し、精神科救急医療業務を委託するものとする。

- 2 救急医療施設は、精神科の診療科を有し、他の病院と連携を図るなどして身体合併症に適切に対応する。
- 3 救急医療施設には、以下のような類型を置くこととする。

ア 病院群輪番施設

休日等、夜間における精神科急性期患者に対応するため、複数の病院で輪番制により医師・看護師を配置し、受入れ態勢を整備した病院を病院群輪番施設として県が指定を行う。

イ 常時対応施設

同一の医療機関において、休日等、夜間における重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置し、受入れ態勢を整備した病院は常時対応施設として県が指定を行うものとする。

ウ 身体合併症対応施設

同一の医療機関において、休日等、夜間における自殺等身体合併症を併発している患者（精神疾患及び身体合併症それぞれについて入院治療が必要な程度の患者）に対応するため、医師・看護師を常時配置し、受入れ態勢を整備した病院は身体合併症施設として県が指定を行うものとする。

- 4 救急医療施設として指定を受けた医療機関は、休日等又は夜間の救急対応ができる体制（精神保健指定医のオンコール等による。）を整え、入院の受入れが常時できるよう空床を確保するものとする。
- 5 救急医療施設として指定を受けた医療機関は、最寄りの保健所を經由し、県に翌月15日までに別紙により実績報告するものとする。

(精神科救急医療の対象者)

第6条 精神科救急医療の対象者は、休日等又は夜間における精神疾患の急発・急変等により、医師等が早急に治療を行うことが必要であると認めた者（以下「救急患者」という。）とする。

- 2 各精神科医療機関において治療歴等を有する救急患者については、かかりつけの精神科医療機関（以下「当該医療機関」という。）での対応を優先させるものとする。

- 3 身体疾患等の合併症を有し、精神科での治療が困難である救急患者については、原則として他科診療を優先させることとするが、救急医療施設又は当該医療機関において、適切な対応ができるよう広域的な連携に努めるものとする。

(協力病院)

第7条 県は、県医師会、精神科病院協会等関係団体との調整の下、各医療圏の救急医療施設を除く精神病床を有する医療機関に対し、精神科救急医療協力病院（以下「協力病院」という。）としての協力を求めるものとする。

- 2 保健所は、精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、救急医療施設等からの要請に基づき、移送される患者を受け入れる協力病院を確保するものとする。
- 3 協力病院は、救急医療施設との連携の下、救急治療を終了した患者の受入れを積極的に行うものとする。

(搬送・移送体制)

第8条 救急患者の搬送は、原則として、診察又は入院を依頼する家族等が行うものとする。

- 2 身体疾患等の合併症を有する救急患者については、消防機関の協力を得て搬送するものとする。
- 3 警察により保護された救急患者については、警察の協力を得て搬送するものとする。
- 4 救急医療施設から協力病院への患者の移送については、病院間の調整の上、原則として家族等が行うものとする。

ただし、措置入院の患者については、保健所で責任をもって対応するものとする。

(精神科救急情報センター)

第9条 精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、岩手県精神科救急情報センター（以下「情報センター」という）を設置する。ただし、情報センターの運営は、県が適当と認める機関・団体に委託して実施する。

- 2 情報センターは次の業務を行う。
 - (1) 精神障がい者または家族等からの精神科救急に関する相談
 - (2) 精神医療に関する相談
 - (3) 精神科救急医療を提供する医療機関の紹介
 - (4) 医療機関、関係機関との連絡調整
 - (5) その他、情報センターに関連する業務
- 3 情報センターの運営時間は、24時間、365日とする。
- 4 情報センターの運営は、別に定める「岩手県精神科救急情報センター運営要領」による。

(連絡調整委員会の設置及び運営)

第10条 県は、精神科救急医療体制全体の円滑な運営を図るため、岩手県精神科救急医療体制連絡調整委員会を設置するものとする。

- 2 前項に規定する委員会の設置及び運営は、別に定める「岩手県精神科救急医療体制連絡調整委員会設置要綱」による。
- 3 各医療圏における精神科救急医療及び搬送体制の円滑な運営を図るため、医療圏毎に保健所、消防機関、警察、医師会、精神科病院等の関係機関で構成する地域精神科救急医療体制連絡調整委員会を設置するものとする。
- 4 前項に規定する委員会の事務局は、各医療圏の保健所が共同で行うものとする。

(予防対策の推進)

第11条 県は、早期治療により症状の遷延化を防止し、精神科救急医療体制の安定化を図るため、関係機関との連携の下、疾病の早期発見や再発予防等に関する精神保健医療対策を推進するものとする。

(その他)

第12条 県は、精神科救急医療事業の円滑な維持、発展を図るため、必要に応じて精神科病院協会、救急医療施設及びその他関係機関と協議するものとする。

- 2 本救急医療体制の適正な運営を図るため、体制の稼働状況等を定期的に把握し、必要

に応じて、要綱の内容等を見直すものとする。

3 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 日から施行する。

別表 精神科救急医療圏域（第3条関係）

精神科救急医療圏	二次保健医療圏	保健所	圏域の構成市町村
盛岡	盛岡	県央	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
	宮古	宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
岩手中部	岩手中部	中部	花巻市 北上市 遠野市 西和賀町
	釜石	釜石	釜石市 大槌町
県南	胆江	奥州	奥州市 金ヶ崎町
	両磐	一関	一関市 平泉町
	気仙	大船渡	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北	久慈	久慈	久慈市 普代村 野田村 洋野町
	二戸	二戸	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町